

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】（水俣病）

処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要
1 鹿児島県	広島市の女性	水俣病認定	棄却 本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成27年3月26日付けで、水俣病の認定をしない旨の原処分をし、請求人が同年4月2日付けで異議申立てをしたものの、同年6月4日付けで同申立てが棄却されたため、同月17日付けで、審査請求をした事案である。 請求人については、水俣病を発症する程度の濃厚な有機水銀のばく露があったとは認められない上、請求人が訴える感覚障害は水俣病に特徴的なものはいえず、他に運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球障害、中枢性難聴なども認められないから、水俣病にかかったものとはいえない。 よって、原処分は相当である。
2 鹿児島県	鹿児島県出水市の女性	水俣病認定	棄却 本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成28年2月10日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をし、請求人が異議申立てをしたものの同年4月22日付けで申立てが棄却されたため、同年5月15日付けで審査請求をした事案である。 請求人については、有機水銀に対する相当程度のばく露があった可能性は認められるものの、請求人にみられる感覚障害は、水俣病に特徴的なものとはいえず、有機水銀に対するばく露の可能性があった時期から長期間が経過した後にあらわれたものであり、他に小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性の平衡機能障害等は認められないから、有機水銀に対するばく露に起因するものとはいえず、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。 よって、原処分は相当である。
3 鹿児島県	鹿児島県出水郡長島町の男性	水俣病認定	棄却 本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成28年5月23日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、同年8月10日付けで審査請求をした事案である。 請求人については、有機水銀に対する相当程度のばく露があった可能性は否定できないものの、請求人にみられる感覚障害は、水俣病にみられる特徴的なものとはいえず、有機水銀に対するばく露の可能性があった時期から長期間が経過した後にあらわれたものであり、他に小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性の平衡機能障害等は認められないから、有機水銀に対するばく露に起因するものとはいえず、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。 よって、原処分は相当である。

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】（大気系疾病）

処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要
4 名古屋市	名古屋市の女性	気管支ぜん息 障害補償費の改定	棄却 本件は、処分庁が請求人に対して、平成24年7月6日付けで、障害程度が下がった（降級）として障害補償費を改定する旨の原処分の取り消しを請求した事案である。 関係資料によれば、指定疾病の病状は軽減していると認められ、また、請求人が指定疾病の続発症と主張する各病状については、いずれも続発症とは認められない。 よって、原処分を相当とする。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要
5 独立行政法人環境再生保全機構	熊本市の女性	肺がん 特別遺族弔慰金、特別葬祭料	棄却 本件は、亡夫の配偶者である請求人が、亡夫が石綿を吸入することにより指定疾病（肺がん）にかかり、同指定疾病に起因して死亡したと主張し、特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を求めたところ、独立行政法人環境再生機構は、令和元年3月28日付けで、その権利の認定をしない旨の原処分をしたため、審査請求をした事案である。 原発性肺がんであるが、放射線画像の読影結果では、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、肺内石綿小体濃度及び肺内石綿繊維計濃度も一定量以上認められないため、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露があったとみなされる場合に当たらない。 よって、原処分は相当である。
6 独立行政法人環境再生保全機構	大分県日田市の男性	中皮腫 特別遺族弔慰金、特別葬祭料	棄却 本件は、亡夫の子である請求人が、亡父が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかり、同指定疾病に起因して死亡したと主張し、特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を求めたところ、独立行政法人環境再生機構は、令和2年3月3日付けでその権利の認定ができない旨の原処分をしたため、請求人が審査請求をした事案である。 病理組織診断においては、悪性腫瘍であるが、血液系腫瘍を含めた非上皮性腫瘍と考えられ、免疫染色により中皮腫で陽性となる抗体が陰性であり、陰性となる抗体が陽性であることから、中皮腫とは認められない。 よって、原処分は相当である。